



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

平成31年2月15日(金) 第9674号

目次

ページ

規則

- 群馬県職員賞じゆつ金授与条例施行規則の一部を改正する規則(人事課) 2

告示

- 道路の区域変更(道路管理課) 3
- 道路の供用開始(同) 3
- 道路の占用を制限する区域の指定(同) 3

公告

- 道路の指定(建築課) 14
- 道路位置の指定(同) 14

教育委員会告示

- 群馬県指定重要文化財の指定(文化財保護課) 15

公安委員会規則

- 群馬県警察国有物品管理規則の一部を改正する規則(会計課) 15

入札公告

- 一般競争入札の実施(会計課) 33
- 同 35
- 同(警察本部会計課) 37

■ 規 則

群馬県職員賞じゆつ金授与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年二月十五日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県規則第一号

群馬県職員賞じゆつ金授与条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県職員賞じゆつ金授与条例施行規則(昭和四十五年群馬県規則第七十一号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「第三条の二」を「第五条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## ■ 告 示

### ◎群馬県告示第36号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県館林土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年2月15日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
一般国道	122号	館林市赤土町字赤土795番の2地先から同市同字同796番の4地先まで	前	9.6	12.6
			後	14.8～21.8	12.6

### ◎群馬県告示第37号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県館林土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年2月15日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
一般国道	122号	館林市赤土町字赤土795番の2地先から同市同字同796番の4地先まで	平成31年2月18日
県道	古戸館林線	館林市赤土町字赤土796番の3地先から同市同字同796番の4地先まで	

### ◎群馬県告示第38号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間一般の縦覧に供する。

平成31年2月15日

群馬県知事 大澤 正 明

#### 1 道路の占用を制限する区域

道路の種類	路線名	区 間	図面縦覧場所
一般国道	18号	安中市松井田町横川地先から同市松井田町坂本地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県安中土木事務所
一般国道	120号	利根郡片品村大字東小川地先から沼田市下川田町地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県沼田土木事務所
一般国道	122号	みどり市東町沢入地先から邑楽郡明和町川俣地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県太田土木事務所 群馬県桐生土木事務所 群馬県館林土木事務所
一般国道	144号	吾妻郡長野原町大字羽根尾地先から同郡嬭恋村大字田代地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県中之条土木事務所
一般国道	145号	吾妻郡長野原町大字羽根尾地先から沼田市下川田町地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県中之条土木事務所 群馬県沼田土木事務所
		吾妻郡長野原町大字大津地先から同郡東吾妻町大字松谷地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県中之条土木事務所
一般国道	146号	吾妻郡長野原町大字羽根尾地先から同郡嬭恋村大字鎌原地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県中之条土木事務所
一般国道	254号	藤岡市小林地先から甘楽郡下仁田町大字南野牧地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県高崎土木事務所 群馬県藤岡土木事務所 群馬県富岡土木事務所
		高崎市吉井町池地先から富岡市一ノ宮地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県高崎土木事務所 群馬県富岡土木事務所
一般国道	291号	渋川市吹屋地先から沼田市薄根町地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県渋川土木事務所 群馬県沼田土木事務所
		渋川市渋川地先から利根郡みなかみ町湯原地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県渋川土木事務所 群馬県沼田土木事務所
		利根郡みなかみ町湯原地先から同郡同町大穴地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県沼田土木事務所
一般国道	292号	吾妻郡長野原町大字長野原地先から同郡草津町大字草津地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県中之条土木事務所
		吾妻郡草津町大字草津地先から同郡中之条町大字入山地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県中之条土木事務所
一般国道	299号	多野郡上野村大字檜原地先から同郡神流町大字神ヶ原地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県藤岡土木事務所
一般国道	353号	渋川市白井地先から吾妻郡中之条町大字西中之条地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県渋川土木事務所 群馬県中之条土木事務所

		前橋市滝窪町地先から吾妻郡中之条町大字西中之条地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県前橋土木事務所 群馬県渋川土木事務所 群馬県中之条土木事務所
		吾妻郡中之条町大字西中之条地先から同郡同町大字折田地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県中之条土木事務所
一般国道	354号	高崎市並榎町地先から邑楽郡板倉町大字下五箇地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県高崎土木事務所 群馬県伊勢崎土木事務所 群馬県太田土木事務所 群馬県館林土木事務所
一般国道	401号	利根郡片品村大字越本地先から同郡同村大字鎌田地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県沼田土木事務所
		利根郡片品村大字戸倉地先から同郡同村大字越本地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県沼田土木事務所
一般国道	406号	吾妻郡長野原町大字横壁地先から高崎山下豊岡町地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県高崎土木事務所 群馬県中之条土木事務所
一般国道	407号	太田市東新町地先から同市古戸町地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県太田土木事務所
一般国道	462号	多野郡神流町大字神ヶ原地先から伊勢崎市三和町地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県藤岡土木事務所 群馬県伊勢崎土木事務所
県道	前橋館林線	前橋市天川大島町地先から館林市緑町二丁目地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県前橋土木事務所 群馬県伊勢崎土木事務所 群馬県太田土木事務所 群馬県館林土木事務所
		伊勢崎市宮子町地先から同市鹿島町地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県伊勢崎土木事務所
県道	前橋大間々桐生線	前橋市千代田町三丁目地先から桐生市宮前町一丁目地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県前橋土木事務所 群馬県桐生土木事務所
県道	前橋赤城線	前橋市上細井町地先から同市同地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県前橋土木事務所
		前橋市本町二丁目地先から同市富士見町小暮地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県前橋土木事務所
		前橋市富士見町小暮地先から同市富士見町赤城山地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県前橋土木事務所
県道	足利太田線	太田市高瀬町地先から同市同地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県太田土木事務所
県道	前橋箕郷線	前橋市国領町二丁目地先から同市総社町総社地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県前橋土木事務所
		前橋市総社町総社地先から高崎市箕郷町	群馬県県土整備部道路管理課

		西明屋地先まで	群馬県前橋土木事務所 群馬県高崎土木事務所
県道	佐野行田線	館林市下早川田町地先から同市松原一丁目地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県館林土木事務所
県道	佐野古河線	邑楽郡板倉町大字海老瀬地先から同郡同町大字同地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県館林土木事務所
県道	前橋安中富岡線	前橋市千代田町三丁目地先から富岡市富岡地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県前橋土木事務所 群馬県富岡土木事務所 群馬県安中土木事務所
		富岡市上高尾地先から同市富岡地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県富岡土木事務所
		高崎市菅谷町地先から同市同地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県高崎土木事務所
県道	前橋玉村線	前橋市表町一丁目地先から同市下阿内町地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県前橋土木事務所
		前橋市新堀町地先から佐波郡玉村町大字上福島地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県前橋土木事務所 群馬県伊勢崎土木事務所
県道	前橋高崎線	前橋市石倉町一丁目地先から高崎市和田多中町地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県前橋土木事務所 群馬県高崎土木事務所
県道	前橋長瀬線	前橋市石倉町三丁目地先から藤岡市浄法寺地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県前橋土木事務所 群馬県高崎土木事務所 群馬県藤岡土木事務所
		藤岡市本郷地先から同市鬼石地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県藤岡土木事務所
県道	伊勢崎深谷線	伊勢崎市今泉町一丁目地先から同市境平塚地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県伊勢崎土木事務所
県道	前橋伊香保線	北群馬郡吉岡町大字大久保地先から前橋市総社町高井地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県前橋土木事務所 群馬県渋川土木事務所
		北群馬郡吉岡町大字大久保地先から同郡同町大字上野田地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県渋川土木事務所
		北群馬郡吉岡町大字上野田地先から渋川市伊香保町伊香保地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県渋川土木事務所
県道	大胡赤城線	前橋市大胡町地先から同市鼻毛石町地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県前橋土木事務所
県道	伊勢崎本庄線	伊勢崎市今泉町二丁目地先から同市連取町地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県伊勢崎土木事務所
県道	足利邑楽行田線	邑楽郡邑楽町大字中野地先から同郡同町大字狸塚地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県館林土木事務所

県道	藤岡本庄線	藤岡市中地先から同市小林地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県藤岡土木事務所
県道	高崎伊勢崎線	伊勢崎市連取町地先から同市同地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県伊勢崎土木事務所
		高崎市田町地先から伊勢崎市連取町地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県高崎土木事務所 群馬県伊勢崎土木事務所
県道	高崎渋川線	高崎市大八木町地先から渋川市阿久津地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県前橋土木事務所 群馬県高崎土木事務所 群馬県渋川土木事務所
		高崎市あら町地先から渋川市行幸田地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県前橋土木事務所 群馬県高崎土木事務所 群馬県渋川土木事務所
県道	高崎安中渋川線	高崎市沖町地先から北群馬郡吉岡町大字小倉地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県高崎土木事務所 群馬県渋川土木事務所
県道	高崎駒形線	高崎市芝塚町地先から前橋市駒形町地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県前橋土木事務所 群馬県高崎土木事務所
県道	高崎東吾妻線	吾妻郡東吾妻町大字原町地先から同郡同町大字同地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県中之条土木事務所
		高崎市箕郷町上芝地先から吾妻郡東吾妻町大字原町地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県高崎土木事務所 群馬県中之条土木事務所
		高崎市榛名湖町地先から吾妻郡東吾妻町大字厚田地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県高崎土木事務所 群馬県中之条土木事務所
県道	あら町下室田線	高崎市高松町地先から同市同地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県高崎土木事務所
		高崎市あら町地先から同市本町地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県高崎土木事務所
県道	高崎停車場線	高崎市八島町地先から同市あら町地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県高崎土木事務所
県道	渋川松井田線	渋川市渋川地先から同市同地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県渋川土木事務所
		渋川市渋川地先から同市伊香保町湯中子地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県渋川土木事務所
		渋川市伊香保町湯中子地先から安中市松井田町新堀地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県高崎土木事務所 群馬県渋川土木事務所 群馬県安中土木事務所

県道	渋川大胡線	渋川市北橋町八崎地先から前橋市大胡町地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県前橋土木事務所 群馬県渋川土木事務所
県道	渋川東吾妻線	渋川市石原地先から吾妻郡東吾妻町大字原町地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県渋川土木事務所 群馬県中之条土木事務所
県道	渋川下新田線	渋川市横堀地先から利根郡みなかみ町上津地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県渋川土木事務所 群馬県沼田土木事務所
県道	足利千代田線	邑楽郡大泉町中央一丁目地先から同郡千代田町大字瀬戸井地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県館林土木事務所
		太田市沖之郷町地先から同市龍舞町地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県太田土木事務所
県道	足利伊勢崎線	太田市丸山町地先から伊勢崎市三室町地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県伊勢崎土木事務所 群馬県太田土木事務所
県道	藤岡大胡線	藤岡市本郷地先から前橋市富田町地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県前橋土木事務所 群馬県高崎土木事務所 群馬県藤岡土木事務所 群馬県伊勢崎土木事務所
		高崎市新町地先から佐波郡玉村町大字福島地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県高崎土木事務所 群馬県伊勢崎土木事務所
県道	神田吉井停車場線	藤岡市神田地先から高崎市吉井町矢田地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県高崎土木事務所 群馬県藤岡土木事務所
県道	下仁田上野線	甘楽郡下仁田町大字下仁田地先から多野郡上野村大字檜原地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県藤岡土木事務所 群馬県富岡土木事務所
県道	富岡神流線	富岡市富岡地先から同市内匠地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県富岡土木事務所
		富岡市内匠地先から多野郡神流町大字万場地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県藤岡土木事務所 群馬県富岡土木事務所
県道	一ノ宮妙義線	富岡市一ノ宮地先から同市妙義町北山地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県富岡土木事務所
県道	下仁田安中倉淵線	安中市高別当地先から同市安中一丁目地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県安中土木事務所
		安中市高別当地先から高崎市上里見町地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県高崎土木事務所 群馬県安中土木事務所
県道	藤木高崎線	高崎市八千代町二丁目地先から同市高松町地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県高崎土木事務所

		高崎市八千代町二丁目地先から同市八千代町三丁目地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県高崎土木事務所
県道	松井田下仁田線	安中市松井田町五料地先から甘楽郡下仁田町大字中小坂地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県富岡土木事務所 群馬県安中土木事務所
県道	中之条湯河原線	吾妻郡中之条町大字中之条町地先から利根郡みなかみ町須川地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県中之条土木事務所 群馬県沼田土木事務所
県道	中之条草津線	吾妻郡草津町大字草津地先から同郡同町大字同地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県中之条土木事務所
		吾妻郡中之条町大字折田地先から同郡同町大字小雨地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県中之条土木事務所
県道	館林藤岡線	館林市本町四丁目地先から同市富士見町地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県館林土木事務所
		邑楽郡板倉町大字西岡地先から館林市城町地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県館林土木事務所
県道	中之条東吾妻線	吾妻郡中之条町大字西中之条地先から同郡東吾妻町大字原町地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県中之条土木事務所
		吾妻郡東吾妻町大字厚田地先から同郡同町大字大戸地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県中之条土木事務所
県道	草津嬭恋線	吾妻郡草津町大字前口地先から同郡嬭恋村大字三原地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県中之条土木事務所
県道	沼田水上線	沼田市井土上町地先から利根郡みなかみ町小仁田地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県沼田土木事務所
県道	沼田大間々線	沼田市上之町地先から同市上沼須町地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県沼田土木事務所
		沼田市上沼須町地先から桐生市黒保根町下田沢地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県沼田土木事務所 群馬県桐生土木事務所
県道	水上片品線	利根郡みなかみ町大穴地先から同郡片品村大字戸倉地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県沼田土木事務所
県道	平川横塚線	沼田市利根町平川地先から同市横塚町地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県沼田土木事務所
県道	昭和インター線	利根郡昭和村大字森下地先から沼田市岩本町地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県沼田土木事務所
県道	桐生岩舟線	桐生市錦町二丁目地先から同市境野町七丁目地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県桐生土木事務所
県道	桐生伊勢崎線	桐生市錦町二丁目地先から伊勢崎市昭和町地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県伊勢崎土木事務所 群馬県桐生土木事務所
		桐生市広沢町一丁目地先から伊勢崎市今泉町二丁目地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県伊勢崎土木事務所

			群馬県桐生土木事務所
県道	大間々世良田線	みどり市大間々町大間々地先から太田市大原町地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県太田土木事務所 群馬県桐生土木事務所
		太田市小角田町地先から同市世良田町地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県太田土木事務所
県道	大間々上白井線	渋川市赤城町津久田地先から同市上白井地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県渋川土木事務所
県道	高崎神流秩父線	高崎市新後閑町地先から同市吉井町池地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県高崎土木事務所
県道	伊勢崎大間々線	伊勢崎市三和町地先から同市市場町一丁目地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県伊勢崎土木事務所
		伊勢崎市八幡町地先からみどり市大間々町大間々地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県伊勢崎土木事務所 群馬県桐生土木事務所
県道	伊勢崎大胡線	伊勢崎市連取元町地先から前橋市二之宮町地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県前橋土木事務所 群馬県伊勢崎土木事務所
県道	前橋西久保線	前橋市上細井町地先から同市同地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県前橋土木事務所
		前橋市上細井町地先から同市上泉町地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県前橋土木事務所
県道	太田大間々線	太田市鳥山下町地先から同市西本町地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県太田土木事務所
		太田市鳥山下町地先からみどり市笠懸町阿左美地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県太田土木事務所 群馬県桐生土木事務所
		太田市藪塚町地先から同市同地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県太田土木事務所
県道	松井田軽井沢線	安中市松井田町西野牧地先から同市同地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県安中土木事務所
県道	下仁田臼田線	甘楽郡南牧村大字磐戸地先から同郡同村大字大日向地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県富岡土木事務所
		甘楽郡南牧村大字大日向地先から同郡同村大字羽沢地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県富岡土木事務所
県道	四ツ塚原之郷前橋線	前橋市鼻毛石町地先から同市同地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県前橋土木事務所
県道	三夜沢国定停車場線	伊勢崎市赤堀今井町二丁目地先から同市西久保町一丁目地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県伊勢崎土木事務所
県道	総社石倉線	前橋市総社町総社地先から同市石倉町五丁目地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県前橋土木事務所

県道	苗ヶ島飯土井線	前橋市鼻毛石町地先から同市樋越町地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県前橋土木事務所
県道	和田田中倉賀野線	高崎市倉賀野町地先から同市同地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県高崎土木事務所
県道	一本木平小井戸安中線	安中市安中四丁目地先から同市安中一丁目地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県安中土木事務所
県道	足門前橋線	高崎市棟高町地先から前橋市大友町二丁目地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県前橋土木事務所 群馬県高崎土木事務所
県道	飯玉本町線	高崎市飯塚町地先から同市末広町地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県高崎土木事務所
		高崎市末広町地先から同市本町地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県高崎土木事務所
県道	落合上里見線	高崎市上里見町地先から同市同地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県高崎土木事務所
県道	新田町新後閑線	高崎市新田町地先から同市新後閑町地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県高崎土木事務所
県道	綿貫倉賀野停車場線	高崎市綿貫町地先から同市倉賀野町地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県高崎土木事務所
県道	箕郷板鼻線	高崎市箕郷町西明屋地先から同市箕郷町上芝地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県高崎土木事務所
県道	綿貫篠塚線	伊勢崎市境木島地先から邑楽郡邑楽町大字篠塚地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県伊勢崎土木事務所 群馬県太田土木事務所 群馬県館林土木事務所
県道	赤岩足利線	邑楽郡千代田町大字赤岩地先から同郡邑楽町大字篠塚地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県館林土木事務所
県道	伊香保村上線	渋川市伊香保町伊香保地先から吾妻郡東吾妻町大字岡崎地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県渋川土木事務所 群馬県中之条土木事務所
県道	南新井前橋線	北群馬郡榛東村大字新井地先から前橋市川端町地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県前橋土木事務所 群馬県渋川土木事務所
		北群馬郡榛東村大字新井地先から前橋市高井町地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県前橋土木事務所 群馬県渋川土木事務所
県道	金井倉賀野停車場線	藤岡市三ツ木地先から高崎市山名町地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県高崎土木事務所 群馬県藤岡土木事務所
県道	下日野神田線	藤岡市三本木地先から同市神田地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県藤岡土木事務所
県道	中島新町線	藤岡市中島地先から同市同地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県藤岡土木事務所

県道	妙義山線	富岡市妙義町大牛地先から同市妙義町妙義地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県富岡土木事務所
県道	秋畑富岡線	富岡市田島地先から同市一ノ宮地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県富岡土木事務所
県道	上小坂四ツ家妙義線	富岡市妙義町岳地先から同市妙義町妙義地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県富岡土木事務所
県道	下高尾小幡線	甘楽郡甘楽町大字福島地先から同郡同町大字小幡地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県富岡土木事務所
県道	南後箇七日市線	富岡市中高瀬地先から同市七日市地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県富岡土木事務所
県道	菅原一ノ宮線	富岡市宮崎地先から同市一ノ宮地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県富岡土木事務所
県道	後賀山名停車場線	高崎市吉井町岩崎地先から同市山名町地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県高崎土木事務所
県道	金井小幡線	甘楽郡甘楽町大字金井地先から同郡同町大字天引地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県富岡土木事務所
県道	安中榛名湖線	高崎市下室田町地先から同市榛名山町地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県高崎土木事務所
県道	安中富岡線	安中市安中三丁目地先から同市安中地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県安中土木事務所
県道	長久保郷原線	安中市松井田町上増田地先から同市松井田町新井地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県安中土木事務所
県道	松井田中宿線	安中市松井田町新堀地先から同市松井田町松井田地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県安中土木事務所
県道	中野谷富岡線	富岡市七日市地先から同市同地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県富岡土木事務所
県道	西松井田停車場線	安中市松井田町新堀地先から同市同地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県安中土木事務所
県道	植栗伊勢線	吾妻郡東吾妻町大字植栗地先から同郡中之条町大字伊勢町地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県中之条土木事務所
県道	沼田赤城線	沼田市上沼須町地先から利根郡昭和村大字糸井地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県沼田土木事務所
		利根郡昭和村大字貝野瀬地先から前橋市富士見町赤城山地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県前橋土木事務所 群馬県沼田土木事務所
県道	下久屋渋川線	利根郡昭和村大字糸井地先から渋川市赤城町樽地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県渋川土木事務所 群馬県沼田土木事務所
		利根郡昭和村大字貝野瀬地先から沼田市下久屋町地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県沼田土木事務所

県道	戸鹿野下之町線	沼田市新町地先から同市下之町地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県沼田土木事務所
県道	月夜野下牧線	利根郡みなかみ町月夜野地先から同郡同町同地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県沼田土木事務所
県道	沼田停車場線	沼田市西倉内町地先から同市下之町地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県沼田土木事務所
県道	境木島大間々線	伊勢崎市東小保方町地先から同市同地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県伊勢崎土木事務所
県道	香林羽黒線	伊勢崎市北千木町地先から同市日乃出町地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県伊勢崎土木事務所
県道	国定藪塚線	太田市大原町地先から同市藪塚町地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県太田土木事務所
県道	古戸館林線	太田市古戸町地先から邑楽郡大泉町大字仙石一丁目地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県太田土木事務所 群馬県館林土木事務所
県道	大原境三ツ木線	太田市大原町地先から同市同地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県太田土木事務所
		太田市大原町地先から伊勢崎市境三ツ木地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県伊勢崎土木事務所 群馬県太田土木事務所
県道	太田桐生線	太田市東金井町地先から同市同地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県太田土木事務所
県道	鳥山竜舞線	太田市鳥山下町地先から同市藤阿久町地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県太田土木事務所
県道	桐生新田木崎線	桐生市広沢町間ノ島地先から同市広沢町四丁目地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県桐生土木事務所
県道	上神梅大胡線	前橋市鼻毛石町地先から同市同地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県前橋土木事務所
県道	矢島大泉線	邑楽郡明和町大佐貫地先から同郡同町同地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県館林土木事務所
県道	山王赤生田線	館林市赤生田町地先から同市同地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県館林土木事務所
県道	除川板倉線	邑楽郡板倉町大字除川地先から同郡同町大字板倉地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県館林土木事務所
県道	江口館林線	邑楽郡明和町田島地先から館林市緑町二丁目地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県館林土木事務所
県道	上中森川俣停車場線	邑楽郡明和町大佐貫地先から同郡同町田島地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県館林土木事務所
県道	林岩下線	吾妻郡長野原町大字川原湯地先から同郡東吾妻町大字岩下地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県中之条土木事務所
県道	林長野原線	吾妻郡長野原町大字川原湯地先から同郡	群馬県県土整備部道路管理課

		同町大字長野原地先まで	群馬県中之条土木事務所
県道	川原畑大戸線	吾妻郡長野原町大字川原湯地先から同郡東吾妻町大字大戸地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県中之条土木事務所
県道	長野原草津口停車場線	吾妻郡長野原町大字長野原地先から同郡同町大字同地先まで	群馬県県土整備部道路管理課 群馬県中之条土木事務所

- 2 制限の対象とする占有物件 新たに地上に設ける電柱(占有の制限の開始の期日より前に占有を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。)。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
- 3 占有を制限する理由 緊急輸送道路の占有を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
- 4 占有の制限の開始の期日 平成31年4月1日

## ■ 公 告

建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第42条第1項第4号の規定により、次のとおり道路を指定した。

平成31年2月15日

群馬県知事 大澤 正 明

番号	指定に係る道路の種類	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員メートル	指定番号 指定年月日
1	法第42条第1項第4号に規定する道路	利根郡みなかみ町下牧字矢瀬642-1先道路の一部、643先道路の一部、644先道路の一部、645の一部、645先水路の一部、648-1先水路の一部、663-1先道路の一部、664-1先道路の一部、664-2先道路の一部	延長 74.00 幅員 4.00	群馬県指令沼土第30433-1号 平成31年1月28日

建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成31年2月15日

群馬県知事 大澤 正 明

番号	指定に係る道路の種類	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員メートル	指定番号 指定年月日

1	法第42条第1項第5号に規定する道路	北群馬郡吉岡町大字大久保3353-3	延長 幅員	76.73 5.00	群馬県指令前土第304-24号 平成31年1月30日
---	--------------------	--------------------	----------	---------------	-------------------------------

■ 教育委員会告示

◎群馬県教育委員会告示第1号

群馬県文化財保護条例（昭和51年群馬県条例第39号）第4条第1項の規定により、群馬県指定重要文化財として次のとおり指定する。

平成31年2月15日

群馬県教育委員会教育長 笠原 寛

名称及び員数	所在場所	所有者
<small>いしやまかんのん おおわにぐち</small> 石山観音の大鯨口 1口	伊勢崎市下触町4	宗教法人万徳寺

■ 公安委員会規則

群馬県警察国有物品管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年2月15日

群馬県公安委員会委員長 宇敷 正

群馬県公安委員会規則第1号

群馬県警察国有物品管理規則の一部を改正する規則

群馬県警察国有物品管理規則（昭和39年群馬県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「都道府県警察に無償使用させる警察用の国有財産及び国有物品の取扱いに関する総理府令」を「都道府県警察に無償使用させる警察用の国有財産及び国有物品の取扱いに関する内閣府令」に改める。

第3条を次のように改める。

（管理に関する事務の代理）

第3条 警察本部長は、物品の管理に関する事務を代理する職員を置くものとし、警務部長の職にある者をもって充てる。

2 警務部長は、警察本部長が次の各号のいずれかに該当する場合に、物品の管理に関する事務を代理するものとする。

(1) 警察本部長が欠けた場合

(2) 警察本部長が出張、休暇、欠勤その他の事由により2週間以上引き続いてその職務を行うことができないと認められる場合

第3条の次に次の1条を加える。

（代行機関）

第3条の2 警察本部長は、物品の管理に関する事務の一部を処理する職員（以下「代行機関」という。）を置くものとし、警務部会計課長の職にある者をもって充てる。

2 代行機関は、経常的かつ軽微な事務のうち、警察本部長が別に定める事務を処理するものとする。

第10条第1項中「できない」を「できず、又は供用の必要がない」に、「物品不用決定書」を「供用不適品等決定書」に改める。

第11条第2項中「、物品供用書により」を削り、「命ずるものとする」を「命じなければならない」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 警察本部長は、前項の規定により物品の払出し及び受領を命じようとするときは、第1項に規定する物品供用書をもつて行うものとする。

第12条の見出しを「(使用等)」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 物品供用員は、職員に物品を供用するときは、重要物品及び備品については物品使用書(別記様式第7)に、消耗品については第21条に規定する物品供用簿にそれぞれ当該職員から受領印を徴するものとし、その使用職員を明らかにしておかなければならない。

第13条の見出しを「(返戻)」に改め、同条中「物品を」の次に「使用することができなくなつたとき又は」を加え、「返戻<sup>れい</sup>」を「返戻」に改める。

第14条第1項中「供用の必要がないものがあると認める」を「使用することができず、又は使用する必要がないと認められるものがある」に改め、同条第4項を削る。

第15条第4項を削る。

第16条中「(供用物品亡失(損傷)報告書)」を「物品亡失(損傷)報告書」に改める。

第17条中「使用物品亡失(損傷)報告書(別記様式第12)」を「前条に規定する物品亡失(損傷)報告書」に改める。

第20条に次の1項を加える。

2 物品供用員は、前項に規定する点検を実施したときは、その結果について、国有物品点検結果報告書(別記様式第14)により警察本部長に報告するものとする。

第21条中「別記様式第14・別記様式第14の2」を「別記様式第15から別記様式第18まで」に、「別記様式第8・別記様式第8の2」を「別記様式第19及び別記様式第20」に改める。

第22条中「別記様式第15」を「別記様式第21」に、「に添付して、」を「とともに」に改める。

別記様式第1中 「

本	部	長
支	出	負
担	行	為
担	当	官
物	品	管
理	官	

」 を 「

本	部	長
---	---	---

」 に改める。

別記様式第2を次のように改める。

別記様式第2(規格A4)(第10条関係)

第 号 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">年 月 日</div>				
本部長	物品出納員	課 員		
<h2 style="margin: 0;">供 用 不 適 品 等 決 定 書</h2> <p style="margin: 10px 0 0 0;">次のとおり供用不適品等の決定をしてよろしいか。</p>				
分 類 I	分 類 II	細 分 類		
警 察 庁				
品 目	規 格	数 量	価 格	摘 要
供用不適の理由  				
物品の現況  				
物品出納簿登記済				
年 月 日	④			

別記様式第3中 「

本 部 長 支出負担行為担当官 物 品 管 理 官
---------------------------------

 を 「

本 部 長
-------

 に、

物 品 管 理 簿 登 記 済	物 品 出 納 簿 登 記 済	物 品 供 用 簿 登 記 済	
年 月 日    ㊟	年 月 日    ㊟	年 月 日    ㊟	を

物 品 出 納 簿 登 記 済	物 品 供 用 簿 登 記 済	
年 月 日    ㊟	年 月 日    ㊟	に

改める。

別記様式第4中

物 品 出 納 簿 登 記 済	物 品 供 用 簿 登 記 済	
年 月 日    ㊟	年 月 日    ㊟	を

物 品 出 納 簿 登 記 済	物 品 供 用 簿 登 記 済	物 品 受 領 印	
年 月 日    ㊟	年 月 日    ㊟		に

改める。

別記様式第5及び別記様式第6を次のように改める。

別記様式第5及び別記様式第6 削除

別記様式第7を次のように改める。

別記様式第7(規格A4)(第12条関係)

所属名(No. )

物 品 使 用 書								
使用期間	使用職員職名・氏名	印	使用期間	使用職員職名・氏名	印			
自 ----- 至			自 ----- 至					
自 ----- 至			自 ----- 至					
自 ----- 至			自 ----- 至					
自 ----- 至			自 ----- 至					
自 ----- 至			自 ----- 至					
品 目	規 格 (取得価格)	分類Ⅱ 細分類	番 号	受 領		返 戻		摘 要
				年月日	印	年月日	印	

- 備考 1 摘要欄は、取得年月日及び返戻理由その他必要な事項を記入すること。  
 2 備品については、取得価格の記載を省略して差し支えないこと。  
 3 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記入するか、又は別葉に記載した書類を添付すること。

別記様式第8を次のように改める。

別記様式第8 削除

別記様式第8の2を削る。

別記様式第9中「次のとおり返納してよろしいか。」を「次のとおり返納を<sup>してよろしいか。</sup>命ずる。」に、

物 品 出 納 簿 登 記 済		物 品 供 用 簿 登 記 済	
年 月 日	㊟	年 月 日	㊟

を

物 品 出 納 簿 登 記 済		物 品 供 用 簿 登 記 済		物 品 受 領 印	
年 月 日	㊟	年 月 日	㊟		

に

改める。

別記様式第10中

物 品 出 納 簿 登 記 済		物 品 供 用 簿 登 記 済	
年 月 日	㊟	年 月 日	㊟

を

物 品 出 納 簿 登 記 済		物 品 供 用 簿 登 記 済 (払出)		物 品 供 用 簿 登 記 済 (受入)		物 品 受 領 印	
年 月 日	㊟	年 月 日	㊟	年 月 日	㊟		

に

改める。

別記様式第11を次のように改める。

別記様式第11(規格A4)(第16条、第17条関係)

年 月 日											
群馬県警察本部長 氏 名 殿 物品供用員 氏 名 殿											
物品出納(供用)員 職 氏 名 印 使用職員 課(署) 職 氏 名 印											
物品亡失(損傷)報告書											
次のとおり物品の亡失(損傷)をしたから報告する。											
亡失(損傷)者の 職 氏 名							亡失(損傷)の 年 月 日			年 月 日	
分類Ⅰ	警 察 庁		分類Ⅱ			細 分 類					
品 目			単 位	数 量	単 価			金 額			
亡失(損傷)発生 場所											
亡失(損傷)事由											
亡失(損傷)発見 後の処理状況											
亡失(損傷)当時 における物品の使 用状況											
そ の 他 参 考 事 項											

備考 不要文字は、抹消して使用すること。

別記様式第12を次のように改める。

別記様式第12 削除

別記様式第14を次のように改める。

別記様式第14(規格A4)(第20条関係)

年 月 日

群馬県警察本部長

氏 名 殿

物品供用員

職 氏 名 印

## 国有物品点検結果報告書

群馬県警察国有物品管理規則第20条第1項の規定により、国有物品の点検を下記のとおり実施したので報告します。

記

1 点検実施日

年 月 日 ～ 年 月 日

2 点検項目

(1) 書類関係 適・否

(2) 物品管理関係 適・否

ア 供用不適品の有無 有・無

イ 亡失物品の有無 有・無

3 その他特記事項

別記様式第14の2を削る。

別記様式第15を次のように改める。



別記様式第15の次に次の6様式を加える。











別記様式第21(規格A4)(第22条関係)

年 月 日 作成

# 引 継 書

物品出納(供用)簿 冊

物品出納(供用)関係書類  
冊  
冊  
冊

上記帳簿類及び帳簿記載の物品の引継ぎをする。

年 月 日

前任物品出納(供用)員 氏 名 印  
職 氏

後任物品出納(供用)員 氏 名 印  
職 氏

## 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県警察国有物品管理規則の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

**■ 入札公告**

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

平成31年2月15日

群馬県知事 大澤 正 明

## 1 調達内容

- (1) 調達物品及び数量 排水ポンプ車 1台
- (2) 調達物品の特質等 詳細は、入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限 平成31年9月30日（月）
- (4) 納入場所 館林土木事務所（館林市栄町23-1）
- (5) 入札方法 上記(1)の物品を入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された平成30・31年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であり、かつ、資格者名簿において等級格付区分がAの者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、平成31年3月8日（金）までに群馬県会計局会計課に競争入札参加資格審査申請を行い、同月19日（火）までに資格者名簿に登載され、かつ、等級格付区分がAであることが確認できた者であること。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (4) 本件入札公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 入札日において、県から、物品の購入等に係る有資格業者指名停止等措置要領の規定による指名停止を受けていない者であること。
- (6) 当該調達物品に係る点検整備、修理等を円滑に行い得ることを証明した者であること。
- (7) 県が指定する場所で行う検査の立ち会いに応じられる者であること。

## 3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県会計局会計課契約調達係 担当 三谷智紀 電話027-226-3819 (ダイヤルイン)
- (2) 入札説明書の交付方法 原則として、ぐんま電子入札共同システム (<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/>) による。  
なお、ぐんま電子入札共同システムによる取得が困難な場合等にあつては、事前連絡の上、上記(1)の場所で交付を受けること。
- (3) 入札説明書の交付期間 平成31年2月15日(金)から同年3月8日(金)までの毎日。ただし、上記(1)の場所で交付を受ける場合は、群馬県の休日を定める条例(平成元年群馬県条例第16号)第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。
- (4) 入札及び開札の日時 平成31年3月28日(木)午前11時00分
- (5) 入札及び開札の場所 群馬県庁13階131会議室(郵送による場合は、書留郵便とし、平成31年3月27日(水)午後5時までに上記(1)の場所に群馬県会計局会計課長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「排水ポンプ車の調達に係る一般競争入札書在中」と朱書きすること。)

#### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札者に要求される事項
  - ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書、消費税及び地方消費税等に関する課税(免税)事業者届出書及び当該調達物品に係る点検整備、修理等を円滑に行い得ることを証明する書類を平成31年3月19日(火)までに上記3(1)の場所に提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関して説明を求められた場合には、これに応じなければならない。
  - イ この一般競争入札に参加を希望する者は、県から交付される仕様書に基づく当該調達物品の製作仕様書等の図書を作成し、これを平成31年3月19日(火)までに、上記3(1)の場所に提出しなければならない。提出された製作仕様書等の図書は、県において技術審査するものとし、入札説明書に示す仕様書に照らし採用し得ると判断した製作仕様書等の図書を添付した者の入札書のみを落札決定の対象とする。また、製作仕様書等の図書を提出した者は、開札日の前日までに県に説明し、県との協議に応じる義務を負うものとし、必要な場合は提出した図書の内容の変更に応ずべきものとする。説明及び協議の義務を履行しない者並びに製作仕様書等の変更に応じない者の入札書は、落札決定の対象としない。
- (4) 入札の無効 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。
- (5) 契約書の作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法 規則第169条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。  
なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。
- (7) その他 詳細は、入札説明書による。

#### 5 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: Masaaki Osawa, Governor of Gunma

Prefecture

- (2) Bidding details: Supply of a drainage pump vehicle will be bid on at 11:00 a.m. on March 28, 2019
- (3) Delivery period: September 30, 2019
- (4) Contact point for the notice: Tomoki Mitani, Contract and Procurement Section Accounting Division Bureau of the Treasury, Gunma Prefectural Government, 1-1-1 Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 371-8570, Japan, Tel 027-226-3819 (Japanese language only)

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

平成31年2月15日

群馬県知事 大澤 正 明

## 1 調達内容

### (1) 購入物品・予定数量・納入場所

購入物品	予定数量	納入場所
Canon LBP9510C用トナーカートリッジ及び回収トナーボックス		県庁内各課（室）、各種委員会事務局
ア トナーカートリッジ（ブラック）（大容量）	854本	
イ トナーカートリッジ（イエロー）（大容量）	261本	
ウ トナーカートリッジ（マゼンタ）（大容量）	255本	
エ トナーカートリッジ（シアン）（大容量）	289本	
オ トナーカートリッジ（ブラック）（通常容量）	2本	
カ トナーカートリッジ（イエロー）（通常容量）	5本	
キ トナーカートリッジ（マゼンタ）（通常容量）	3本	
ク トナーカートリッジ（シアン）（通常容量）	5本	
ケ 回収トナーボックス	84本	

(2) 購入物品の特質等 詳細は、入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約方法 単価契約

(4) 履行期間 平成31年4月1日から平成31年9月30日まで

(5) 入札方法 上記(1)の物品を入札に付する。入札書には、1本当たりの単価を記載すること。なお、入札者は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者である場合は(1)アからケまでのそれぞれの契約希望単価（消費税等抜き単価）を、免税事業者である場合は(1)アからケまでのそれぞれの契約希望単価に108分の100を乗じて得た金額（円未満端数切捨て）を入札書に記載すること。また、当該金額にそれぞれの予定数量を乗じて得た金額及び総合計金額を併せて記載すること（詳細は、入札書記載例による。）。

## 2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された平成30・31年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であって、等級格付区分がAの者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、平成31年3月8日（金）までに群馬県会計局会計課に競争入札参加資格審査申請を行い、同月19日（火）までに資格者名簿に登載され、等級格付区分がAであることが確認できた者であること。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (4) 本件入札公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 入札日において、物品の購入等に係る有資格業者指名停止等措置要領の規定による指名停止を受けていない者であること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県会計局会計課契約調達係 担当 三谷智紀 電話027-226-3820（ダイヤルイン） ファクシミリ027-243-3450
- (2) 入札説明書の交付方法 原則として、ぐんま電子入札共同システム（<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/>）による。

なお、ぐんま電子入札共同システムによる取得が困難な場合等にあつては、事前連絡の上、上記(1)の場所で交付を受けること。

- (3) 入札説明書の交付期間 平成31年2月15日（金）から同年3月8日（金）までの毎日。ただし、上記(1)の場所で交付を受ける場合は、土曜日及び日曜日を除き、時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。
- (4) 入札及び開札の日時 平成31年3月28日（木）午前10時00分
- (5) 入札及び開札の場所 群馬県庁13階131会議室（郵送による場合は、書留郵便とし、平成31年3月27日（水）午後5時までに上記(1)の場所に群馬県会計局会計課長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「Canon LBP9510C用トナーカートリッジ及び回収トナーボックスの購入に係る一般競争入札書在中」と朱書きすること。）

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金 免除
- (3) 契約保証金 契約の相手方は、各契約単価に購入予定数量を乗じて得た総合計金額（消費税等に係る課税事業者の場合は、消費税等を加えた金額とする。）の100分の10以上の額を納付するものとする。ただし、契約日時点で、規則第199条各号の規定のいずれかに該当する者は、免除する。
- (4) 入札者に要求される事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書に入札説明書で定める書類を添付し、平成31年3月19日（火）午後5時までに上記3(1)の場所に提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関して説明を求められた場合には、これに応じなければならない。
- (5) 入札の無効 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。
- (6) 契約書の作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法 有効な入札を行った入札者のうち、次の2つの条件を満たした者を落札者とする。

ア 各入札金額(単価)が規則第169条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内である者

イ アの者のうち、総合計金額(各入札金額(単価)にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額)が最も安価な者

なお、落札者となるべき者が2名以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

(8) 平成31年度群馬県一般会計予算又は当該契約に係る平成31年度の特別会計予算が議決されなかった場合は、本件入札について停止等を行うことがある。

(9) 当該入札の落札決定の効果は平成31年4月1日に平成31年度予算発効時において効力を生ずるものとし、契約の締結は同日とする。

(10) その他 詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: Masaaki Osawa, Governor of Gunma Prefecture

(2) Bidding details are as follows:

Products to be purchased	Scheduled quantity	Date & time of bidding
Canon LBP9510C toner cartridge & waste toner box		Mar 28, 2019 at 10:00 a.m.
(i) Toner cartridge (black) (high capacity)	854	
(ii) Toner cartridge (yellow) (high capacity)	261	
(iii) Toner cartridge (magenta) (high capacity)	255	
(iv) Toner cartridge (cyan) (high capacity)	289	
(v) Toner cartridge (black) (normal capacity)	2	
(vi) Toner cartridge (yellow) (normal capacity)	5	
(vii) Toner cartridge (magenta) (normal capacity)	3	
(viii) Toner cartridge (cyan) (normal capacity)	5	
(ix) Waste toner box	84	

(3) The contract method: Unit-price contract

(4) Fulfillment period: From April 1, 2019 to September 30, 2019

(5) For further details, please contact: Tomoki Mitani, Contract and Supply Section Accounting Division Bureau of the Treasury, Gunma Prefectural Government, 1-1-1 Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 371-8570, Japan, Tel 027-226-3820 (Japanese language only) Fax 027-243-3450

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO(世界貿易機関)に基づく政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受けるものである。

平成31年2月15日

群馬県警察本部長 松坂規生

## 1 調達内容

- (1) 入札件名及び数量 警察WAN保守委託 一式
- (2) 入札件名の特質等 入札説明書による。
- (3) 委託期間 平成31年4月1日（月）から平成32年3月31日（火）まで
- (4) 委託場所 群馬県警察本部
- (5) 入札方法 上記(1)の件名に対し入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された平成30・31年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、平成31年3月1日（金）までに群馬県会計局会計課に競争入札参加資格審査申請を行い、同月8日（金）午後4時までに資格者名簿の登載を確認し、群馬県警察本部警務部会計課調度・契約係へその旨連絡すること。
- (3) 本件入札公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (4) 入札日において、県から指名停止を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (6) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

## 3 入札書の提出場所等

- (1) 申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒371-8580 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県警察本部警務部会計課調度・契約係 電話027-243-0110（内線2216及び2217）
- (2) 入札説明書の交付方法 平成31年2月15日（金）から同年3月1日（金）までの日（群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、上記(1)の場所において交付する。
- (3) 入札参加資格の確認 入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類を添付した入札参加資格確認申請書（以下「申請書等」という。）を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出された申請書等について群馬県警察本部が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。また、入札参加資格確認結果は、平成31年3月15日（金）までに入札参加資格確認通知書で通知する。

ア 申請書等の提出期限 平成31年3月8日（金）午後5時まで（受付日及び時間は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から午後5時まで）

イ 申請書等の提出方法 郵送又は上記(1)の場所に持参とする。

なお、郵送による場合は、書留郵便とし、上記アの提出期限までに上記(1)の場所に必着のこと。また、封筒に「警察WAN保守委託入札参加資格確認申請書類在中」と朱書きすること。

ウ 提出部数 1部

(4) 入札及び開札の日時及び場所 平成31年3月28日(木)午前11時 群馬県警察本部庁舎地下1階入札室(郵送による場合は、書留郵便とし、同月27日(水)午後5時までに上記(1)の場所に群馬県警察本部警務部会計課長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「警察WAN保守委託入札書在中」と朱書きすること。)

#### 4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札の無効 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 落札者の決定方法 規則第169条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

(6) 契約手続の変更等 平成31年度群馬県一般会計予算が議決されなかった場合その他県の都合により、本契約手続の変更、停止等の措置を行うことがある。

(7) 落札決定の効果 当該入札の落札決定の効果は、平成31年4月1日の平成31年度予算発効時において効力を生じる。

なお、契約の締結は、同日とする。

(8) その他 詳細は、入札説明書による。

#### 5 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: Norio Matsuzaka, Chief of Gunma Prefectural Police Headquarters

(2) Subject matter of the contract: Outsourcing for Maintenance of Gunma Prefectural Police Backbone Networks System

(3) Period of system maintenance: From April 1, 2019 through March 31, 2020

(4) Dates of issue for tender documents: From February 15 through March 8, 2019, from 9:00 a.m. to 5:00 p.m.

Note: Closed holidays which are stipulated by Article 1 of the regulations concerning Gunma Prefectural holidays.

(5) Time-limit for tender: March 28, 2019 at 11:00 a.m. (Bids submitted by mail must be submitted by registered mail and must be received no later than March 27, 2019 at 5:00 p.m.)

(6) Contact point for the notice: Contract Section, Finance Division, Department of Police Administration Gunma Prefectural Police Headquarters, 1-1-1 Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-Ken, 371-8580, Japan, TEL 027-243-0110 (Japanese language only)

---

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111

---